リモートサポート重要事項(※特定商取引法に基づく表示)

ご利用にあたっては、本紙に記載の事項及びサービスの解除に関する事項をよくお読みください。

（1）　サービス名
「リモートサポート」

（2）　サービスの種類
お客さまに対して、上記サービス用の電話番号を通知することにより日本語にて実施される、電話サポートサービスおよび遠隔サポートサービス

（3）　ご利用料金
月額料金：550 円（税込）

（4）　ご利用料金のお支払の時期及び方法
支払方法：月額料金は以下のうちいずれかの方法にてお支払いください。
１．弊社が定めるクレジット会社のクレジットカードによる支払い
２．その他弊社が定める支払方法 ※
※ お申込方法によっては、クレジットカードのみの受付となる場合があります。
支払時期：各支払い方法に定める支払い時期によります。

（5）　サービスの提供時期
光サービスをご利用されるお客さまからの利用申込みに基づき、弊社の申込み処理手続きが完了した時点からご利用いただけます。

（6）　サービス提供事業者の名称、住所および代表者氏名
名　　称　　ｓｅｎｓｅ　ｏｆ　ｖａｌｕｅｓ株式会社
住　　所　　〒171-0021 東京都豊島区西池袋３丁目３１番８号池袋ウエストビル４Ｆ
代表者氏名　　菅野　常伸

（7）　ご注意事項
お客さまは、末尾に記載のサポートデスクの受付時間内に上記サービスの提供を受けることができます。但し、受付時間内であっても、過度に頻繁に問合せを行い、または上記サービスの提供時間を故意に延伸する等、弊社の業務の遂行に支障を及ぼしたと弊社が判断した場合には、上記サービスの提供を中止する場合がございますのでご注意ください。

（8）　サービスに隠れた瑕疵がある場合の弊社の責任について
上記サービスの提供に関し、弊社が負う損害賠償責任は、お客さまから受領する月額料金１ヶ月分を上限とします。

（9）　契約の解除について
1.サービスに関する利用契約の解除に関する書面は、以下に記載の「契約解除書面の送付先」にご提出をお願いします。
2.以下に記載の「サービスの解除に関する事項」に基づき、書面にて契約の解除を希望されるお客さまは以下に記載の「契約解除書面の送付先」まで書面のご提出を、電磁的記録により契約の解除を希望されるお客さまは以下の専用フォームより契約解除のお申込みをお願いします。
※契約の解除に関する書面には、「リモートサポート契約解除」と記載いただき、住所、電話番号及び契約者氏名（いずれもこのサービスの利用申込み時に弊社にご登録いただいた情報）を明記ください。

契約解除書面の送付先
宛名　ひかり Volt 事務センター
住所　〒171-0021　東京都豊島区西池袋 3-31-8　池袋ウエストビル 4F
sence of values 株式会社
※上記住所への書面の受付は郵便に限ります。

契約解除に関するお申込みフォーム
https://support.hikarisvc.jp/faqsupport/info/web/form138.html

（１０）　サービスの利用契約の解約に関するご連絡先
お問い合わせ先
ひかりサポートデスク（ご利用料金のご確認・ご契約内容の変更確認など）
電話：0800-700-0675
（１１）　受付時間：10:00～18:00　（ 年末年始及び弊社指定のメンテナンス日を除く ）

【サービスの解除に関する事項】

1. この書面を受領した日から起算して 8 日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことによりこのサービスに関する利用契約の解除を行うことができます。
2. 上記 1 に記載した事項にかかわらず、お客さまが、弊社が特定商取引法第 21 条第 1 項の規定に違反してこのサービスに関する利用契約の解除に関する事項につき不実の ことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第 3 項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付する当該契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した同法第 24 条第 1 項ただし書に定める書面をお客さまが受領した日から起 算して 8 日を経過するまでは、お客さまは、書面または電磁的記録にてご連絡いただくことにより当該契約の解除を行うことができます。
3. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除は、当該契約の解除に係る書面または電磁的記録をお客さまが発した時に、その効力が生じます。
4. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合においては、弊社は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
5. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合には、既に当該契約に基づきサービスが提供されたときにおいても、弊社は当該契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
6. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、弊社が当該契約に関連して金銭を受領しているときは、弊社は、速やかに、その全額を返還いたします。
7. 上記 1、2 に基づくこのサービスに関する利用契約の解除があった場合において、当該契約に係るサービスの提供に伴いお客さま（特定商取引法第 24 条第 1 項の申込者等を いう。）の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されているときは、お客さまは弊社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することが できるものとします。